

天竜川中流地区地すべり対策における

計画段階評価検討委員会 規 約

(名称)

第１条 本会は、「天竜川中流地区地すべり対策における計画段階評価検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第２条 委員会は、中部地方整備局長（以下「局長」という。）の委嘱に基づき、以下の事務を行う。

2. 天竜川中流地区地すべり対策における計画段階評価について審議を行い、意見を述べるものとする。

(委員会の委員及び組織)

第３条 委員会は、局長が設置する。なお委員会は、第２条の事務の完了をもって解散する。

2. 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添のとおりとする。
3. 委員会には委員長を置き、別添のとおりとする。
4. 委員長は、会議を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
5. 委員長に事故があり、委員会に出席できないときは、委員長が予め指名する委員が、その職務を代理する。
6. 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

(事務局)

第４条 委員会の事務局は、中部地方整備局河川部に置く。

(委員会)

第５条 委員会の招集・開催は中部地方整備局長の指示により事務局が行う。

(情報公開)

第６条 委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事要旨については公表する。ただし、特定の個人・団体の利害に関すること、貴重種の情報など公開することが不適切な場合は、この限りではない。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員会の委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り定める。

(施行期日)

附則

この規約は、平成30年12月 5日から施行する。

天竜川中流地区地すべり対策における計画段階評価

検討委員会

委員名簿

氏 名	所属・役職等	備考
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院 准教授	
高木 朗義	岐阜大学 教授	
土屋 智	静岡大学 名誉教授	○
平松 晋也	信州大学 教授	

※○印は委員長

【敬称略 五十音順】